

(仮称) 岩出市人権尊重のまちづくり条例(案)に対するパブリックコメントの実施結果

1 意見募集の概要

○募集期間：令和8年1月7日(水)～令和8年2月5日(木)

○公表場所：市ウェブサイト、岩出市役所社会福祉課、各地区公民館、岩出市総合保健福祉センター、岩出図書館

○提出方法：持参、郵送、ファックス、意見提出フォーム

○意見提出先：岩出市役所社会福祉課

2 意見募集の結果

○意見提出数：8件

○提出されたご意見と市の考え方

| 番号 | ご意見・ご提言の内容 | 市の考え方 | 修正の有無 |
|----|--|--|-------|
| 1 | 前文に疾病やマイノリティについて記載がない。多様性を認め合うといった内容は入れないのか。 前文 | いただいたご意見を参考に、疾病やマイノリティの記載及び多様性の記載について、前文を検討いたします。 | 有 |
| 2 | 年齢・障害・国籍・言語による差別や人権侵害があると思う。等という言葉は入っているが、障害の文言は入れないのか。 前文 | いただいたご意見を参考に、年齢・障害・国籍・言語や、障害の記載について、前文を検討いたします。 | 有 |
| 3 | 市民の役割・事業所の役割となっているが、協働を促す理念型条例という視点のため、市民の責務・事業所の責務という言葉を取って使わないのか。 第3条、第4条 | いただいたご意見について、憲法第12条で、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。」とあることから、本条例においても、人権が尊重されるまちづくりのために、市民等が必ず果たさなければならない、あるいは果たすよう努めるべき「責任」であると考え、第3条及び第4条の記載内容について「責務」に修正を考えております。 | 有 |
| 4 | 事業所の役割となっているが、事業者ではないか。 第4条 | 第4条の見出しを「事業者の役割」に第4条1行目の事業所を事業者に変更いたします。 | 有 |
| 5 | いじめ、虐待、体罰、ハラスメント等 は入れないのか。 第5条 | いただいたご意見について、第5条の条文における差別及び人権を侵害する行為の定義について、検討いたします。 | 有 |

| | | | |
|---|--|---|---|
| 6 | <p>人権教育及び啓発について、市の責務で明記しないのか。また、人権侵害行為に対する禁止も明記しないのか。</p> <p>第5条、第8条</p> | <p>いただいたご意見について、事業を継続する法的根拠となることから、「人権教育及び啓発」についての明記や、人権を侵害する行為の定義について検討いたします。</p> | 有 |
| 7 | <p>6条の「不当な差別等への取組」について、差別者に対し、「指導」「助言」とあるが、罰則はないのか。他市で罰則が規定されているところも見かけるが、規定しない理由は。</p> <p>第6条</p> | <p>普通地方公共団体は、地方自治法第14条の規定に基づき、条例に罰則を規定できます。しかしながら人権条例に罰則を規定することについては、人権侵害の抑止力となるという意見がある反面、どこまでの表現を「差別」と認定し、誰がどのように罰則を適用するか、明確な基準設定が難しく、また憲法が保障する表現の自由（21条）を不当に制限する危険性を指摘する意見もあり、その適用範囲や手続きを極めて慎重に定める必要があります。</p> <p>ご意見のとおり他の自治体で罰則を規定している事例はあります。しかし多くの自治体は罰則規定は設けず、啓発や指導を主とした条例となっております。</p> <p>本市としては、罰則規定は設けず、まずは市、市民、事業者が一体となって差別や人権侵害を許さないという意思をもって取り組むことが重要と考えております。また、人権が侵害された場合の被害者救済制度の整備について、和歌山県が、より実効性のある法制度の整備を国に対して要望しているとのことであり、市においても同様に県を通じて行っていく所存です。</p> | 無 |
| 8 | <p>8条3に「岩出市人権施策推進懇話会」とあり、9条には「岩出市人権推進懇話会」とあるが、違いは何か。</p> <p>第8条第3項</p> | <p>正しくは「岩出市人権推進懇話会」ですので、第8条第3項を「岩出市人権推進懇話会」に修正いたします。</p> | 有 |